

公 示

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」の一部改正について

平成25年9月30日付け中運局公示第60号「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」を、下記のとおり一部改正したので公示する。

令和8年1月30日

中部運輸局長 中村 広樹

記

別添新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和8年1月30日付中運局公示第122号）

1. この公示は、令和8年1月30日から施行する。
2. 令和8年1月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>中運局公示第60号</p> <p>公 示</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成25年9月30日</p> <p>中部運輸局長 野俣 光孝</p> <p>記</p>	<p>中運局公示第60号</p> <p>公 示</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準及び貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成25年9月30日</p> <p>中部運輸局長 野俣 光孝</p> <p>記</p>

I 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

1. ~ 5. (略)

6. 許可の取消処分

(1) (略)

① ~ ⑨ (略)

⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」

(令和8年1月30日付け中運局公示第122号。以下「確保命令公示」といふ。) 1. (8) に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（特定の違反項目（次のいずれにも該当するものをいう。（ア）点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと、（イ）運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと、（ウ）運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと）に限る。）に従わなかつ

I 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

1. ~ 5. (略)

6. 許可の取消処分

(1) (略)

① ~ ⑨ (略)

⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」

(平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」といふ。) 1. (8) に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（特定の違反項目（次のいずれにも該当するものをいう。（ア）点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと、（イ）運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと、（ウ）運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと）に限る。）

<p>た場合</p> <p>⑪ 確保命令<u>公示</u>1. (9)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>II (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和8年1月30日付中運局公示第122号)</u></p> <p><u>1. この公示は、令和8年1月30日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和8年1月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>に従わなかった場合</p> <p>⑪ 確保命令<u>通達</u>1. (9)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>II (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---